

「日本学術会議法案に関する理事長声明」について

2023-2026 年期日本法社会学会理事会
2025 年 8 月 27 日

2025 年 5 月から学会 HP 上に掲載している「日本学術会議法案への理事長声明」（以下、「本声明」。）について、2025 年 5 月 17 日に開催された会員総会で出席会員から、発出の経緯・内容および声明の取扱いについて、批判を含むさまざまな意見が提示されました。そのことを受け、2025 年 7 月 27 日開催の 2023-2026 年期第 10 回理事会にて「日本学術会議法に対する学会対応について」を議事として審議し、本声明の発出に至った審議経過および内容について確認を行いました。

その結果として、本声明の内容および発出に至るまでの理事会における審議において、現時点で、声明を撤回しなければならない程の事務上の瑕疵はなかったことを、理事会として確認しました。

しかし、本声明発出の経緯および内容についてのさまざまなご意見が総会で出されたことを理事会として重く受け止め、この声明について、その審議経過等について会員に説明する必要があるとの認識より、この声明について、以下のように補足説明をいたします。

本声明は、2025 年 5 月 10 日に開催された 2023-2026 年期第 9 回理事会における審議を経て、このような形式および内容での発出をすることが決まりました。

本声明の冒頭の「日本法社会学会の理事・監事会での議論を経て」というのは、2025 年 3 月 7 日に閣議決定されその後国会に提出された日本学術会議法案に対して日本法社会学会理事会としてどのような対応をするのかにかかわり、特にその形式として、「理事会声明」や「理事有志声明」などの選択肢のあることを踏まえつつ、比較検討を経て最終的に、「理事長声明」として発出することとした、という趣旨です。

日本法社会学会理事会では、「理事会声明」や「理事長声明」を採択する場合に必要な定足数や議決方法について定めていませんので、「理事長声明」という形式で本声明を発出することを採択するにあたっては、通常の審議事項と同様に、出席した理事・監事からの様々な意見を集約しながら作成した案について承認を得ていきました。

また、第 9 回理事会においては、本声明のような内容で理事長声明を発出することが学会規約と抵触しないか、という論点についても検討を行い、抵触しない、という判断を行いました。その点については、同理事・監事会議事録（9 月発行予定の学会報第 131 号に掲載）において、「本件は学会規約第 4 条(4)の「その他本会の目的を達成するのに必要な事業」に関わるものであるとの見解が一部の理事により表明され、これに対して異論は出されなかった」、と記録されています。

2023-2026 年期第 9 回理事会においてなされた審議の経緯と内容は、検討の必要な論

点をめぐって参加者の意見を聴取し議論を行う機会を、適切な審議と言えるほどに確保したものであり、手続上の問題はなかったと確認されたというのが、第10回理事会における検討の結果です。

以上が補足説明です。

なお、第10回理事会の議論を通じて、今回の「理事長声明」が、どのような性質を有するものであるのか（たとえば、声明の発出によって誰がどのような責任を負い、また、負わないのかなど）については、出席者の理事・監事のあいだで理解が必ずしも一致しませんでした。そのうえでなお、本声明の撤回を必要とするほどの手続上の瑕疵は第9回理事会においてなかったことが確認されたというのは上述のとおりですが、あわせて、将来的に再びこうした声明を発出することが議論されることになる場合に備えて、ありうる「声明」（理事会声明、理事長声明、理事有志声明等）それぞれの性質とその性質に応じた理事会における議決方法のあり方について議論していくことが必要であるとの理解に至りました。この点については、今後引き続き理事会において真摯に検討を進めていくこととなりました。

以上

【参考】日本学術会議法案に関する理事長声明

日本学術会議の協力学術研究団体である日本法社会学会の理事・監事会での議論を経て、同学会理事長として、2025年4月15日開催の日本学術会議第194回総会で採択された声明「次世代につなぐ日本学術会議の継承と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」及び決議「日本学術会議法案の修正について」を支持する。

「次世代につなぐ日本学術会議の継承と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-26-s194-s.pdf>

「日本学術会議法案の修正について」

<https://www.scj.go.jp/ja/head/pdf/20250415.pdf>

なお日本学術会議はその自主性・独立性を維持しつつ、ガバナンスや情報発信のあり方について不断に改善の努力を続けるべきであり、協力学術研究団体の一つとして当学会もこの点につき意識的に取り組んでいく所存である。